

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項 の農林水産大臣の同意を得 た土地利用方針に係る復興 整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	防災集団移転促進事業	金ヶ沢地区	いわき市

図面記号									
B-2									
1 当事者の住所等	当事者の別	氏名	捺印		住所				
	譲受人	いわき市長 渡辺 敬夫	印		いわき市平字梅本21				
2 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用 収益権が設定 されている場合		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の 種類	権利者の 氏名又は 名称	農振法	都市 計画法
	別紙のとおり								
	計	5,862㎡ (田5,862㎡ 畑㎡)							
3 権利を設定し 又は移転しよ うとする契約 の内容	権利の種類	権利の設定、 移転の別		権利の設定、 移転の時期		権利の 存続期間		その他	
	所有権	移転		復興整備計画 公表後		永年			
4	<p>転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂の流出等の災害を防止するための措置 敷地は十分転圧を行う。また、法面部については法面工を施し、土砂の流出を防止する。</li> <li>・農業用排水施設に有する機能に支障を及ぼさないための措置 生活排水は、合併浄化槽による処理後に既設排水路を経由し、大久川へ放流する計画である。また、雨水排水についても同様の計画であることから、用排水施設の機能に支障を及ぼさない。</li> <li>・周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼさないための措置 周辺にある農地の日照に影響を及ぼさないよう団地の整備を図る。</li> <li>・工事中の用排水の確保について 既存水路との接続部に集水柵を設置する際は、水路の切回しやポンプ排水を行うなど、用排水に支障を及ぼさないようにする。</li> </ul>								

## (別紙) 2 土地の所在等

所 在	地 番	地 目		面 積 ( $m^2$ )	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		土地利用区分	
		登記簿	現 況		権利の種 類	権利者の氏名又は名称	農振法	都 市計画法
いわき市大久町大久字北田	90番1	田	田	1,880	無	無	農用地区域外	市街化調整区域
いわき市大久町大久字北田	93番1	田	田	687	無	無	農用地区域外	市街化調整区域
いわき市大久町大久字北田	94番1	田	田	689	無	無	農用地区域外	市街化調整区域
いわき市大久町大久字北田	95番1	田	田	939	無	無	農用地区域外	市街化調整区域
いわき市大久町大久字北田	97番1	田	田	300	無	無	農用地区域外	市街化調整区域
いわき市大久町大久字北田	98番1	田	田	1,367	無	無	農用地区域外	市街化調整区域
6筆	5,862 $m^2$	(田		5,862 $m^2$	畑		0 $m^2$ )	